

犬猫を飼う場合に知っておくべき主な法律・条例

【法】狂犬病予防法（厚生労働省 昭和 25 年法律第 247 号）

【法】動物の愛護及び管理に関する法律（環境省 昭和 48 年法律第 105 号）

【条】茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（茨城県 昭和 54 年条例第 8 号）

<主な項目>

1 犬に関すること

（１）狂犬病予防に関すること

【法】狂犬病予防法

第 4 条 登録

- ・犬を譲り受けた日（生後 90 日以内の犬の場合は生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に犬の所在地を管轄する市町村で犬の登録をしなければならない。
- ・市町村から交付された鑑札を犬に着けておかなければならない。
- ・犬が死亡した、住所を変更した場合は管轄する市町村に届け出なければならない。

第 5 条 予防注射

- ・狂犬病の予防注射を毎年 1 回以上受けさせなければならない。
- ・市町村から交付された注射済票を犬に着けておかなければならない。

（２）けい留に関すること

【条】茨城県動物の愛護及び管理に関する条例

第 5 条 飼い犬の所有者の遵守事項

- ・飼い犬はけい留しておくこと（逃げないように、かつ人に危害を加えることがないようにすること。）。
- 例：屋外であれば檻や囲いの中で飼う、鎖等でつないでおく 又は 室内で飼う
- ・犬の健康状態等に応じて適切に運動させること。

2 猫に関すること

（１）屋内飼養に関すること

【条】茨城県動物の愛護及び管理に関する条例

第 5 条の 2 猫の所有者の遵守事項

- ・猫は交通事故や感染症予防のため、屋内で飼養するように努めなければならない。

3 犬猫に共通すること

(1) 飼い主の責任に関すること

【法】動物の愛護及び管理に関する法律

第7条 動物の所有者または占有者の責務等

- ・ 種類や習性に応じた適正飼養
- ・ 逸走防止に努める
- ・ 終生飼養

【条】茨城県動物の愛護及び管理に関する条例

第4条 動物の所有者の責任

- ・ 動物の習性等を理解し、愛護するとともに、周辺的生活環境を害しないようにすること
- ・ 適正にエサ・水を与える
- ・ 適正に汚物等を処理し、清潔にすること
- ・ 人に迷惑をかけないこと
- ・ 逸走した場合は自らの責任で捜索・収容すること

(2) 繁殖制限に関すること

【法】動物の愛護及び管理に関する法律

第37条 犬及び猫の繁殖制限

- ・ 飼っている犬・猫がみだりに繁殖し、適正に飼えなくなるおそれがある場合は、適切な繁殖制限措置を講じなければならない。

○狂犬病予防法

(登録)

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

(予防注射)

第五条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

○動物の愛護及び管理に関する法律

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管に

については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（犬及び猫の繁殖制限）

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

○茨城県動物の愛護及び管理に関する条例

（動物の所有者の責任）

第4条 動物の所有者は、動物の本能、習性及び生理を理解し愛護するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に危害を加えること又は生活環境を害することがないように、次に掲げる事項を遵守し、飼養管理しなければならない。

(1) 適正にえさ及び水を与えること。

(2) 適正に飼養できる施設を設けること。

(3) 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔に保つこと。

(4) 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にしたり、人に迷惑をかけたりしないこと。

(5) 逸走した場合は、自らの責任で搜索し、收容すること。

- 2 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めなければならない。
- 3 動物の所有者は、あらかじめ、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るために必要な措置として規則で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

(飼い犬の所有者の遵守事項)

第5条 飼い犬の所有者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬をけい留しておくこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬その他の使役犬をその目的のために使用し、又は人畜に危害を加えるおそれのない場所若しくは方法で訓練するとき。

イ 飼い犬を制御できる者が、人畜に危害を加えるおそれのない方法で運動させ、又は移動させるとき。

ウ その他規則で定めるとき。

(2) 犬の種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。

(猫の所有者の遵守事項)

第5条の2 猫の所有者は、疾病の予防及び不慮の事故の防止等猫の健康及び安全の保持並びにふん尿の放置の防止等周辺的生活環境の保全のため、その所有する猫の屋内での飼養に努めなければならない。